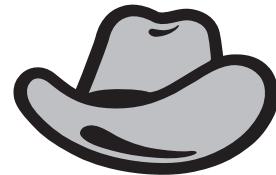


会場変更などの株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。
<https://www.yellowhat.jp/corp/ir/>

第67期 定時株主総会

招集ご通知



開催日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時
 受付開始午前9時

開催場所

東京都中央区日本橋富沢町11番12号
 サンライズビル 2階ザ・グリーンホール

議案

第1号議案 定款一部変更の件
 第2号議案 取締役9名選任の件

目次

招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	6
第2号議案 取締役9名選任の件	7
事業報告	
1. 企業集団の現況	16
2. 会社の現況	24
連結計算書類	36
計算書類	40
監査報告	44

書面（郵送）又はインターネット等による
 議決権行使のお知らせ

株主の皆様におかれましては、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権行使が可能ですので、ぜひご利用くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後6時まで

株主各位

証券コード：9882
2025年5月29日

東京都千代田区岩本町一丁目7番4号

株式会社 イエローハット

代表取締役社長 木村 昭夫

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.yellowhat.jp/corp/ir/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IRニュース」を選択いただき、
ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）の
ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イエローハット」又は「コード」に当社証券コード「9882」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択して、
「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、株主の皆様におかれましては、書面（郵送）又はインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、賛否をご入力のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

敬 興

記

① 日 時	2025年6月20日（金曜日）午前10時
② 場 所	東京都中央区日本橋富沢町11番12号 サンライズビル 2階ザ・グリーンホール
③ 目的事項	<p>報告事項 1. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件</p>
④ 議決権行使についてのご案内	4ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
- 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限られます。）。
- 株主総会資料の電子提供措置が導入されましたが、当社は、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(アドレス<https://www.yellowhat.jp/corp/ir/>)
及び東証ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)に掲載させていただきます。
- 電子提供措置のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができま
す。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



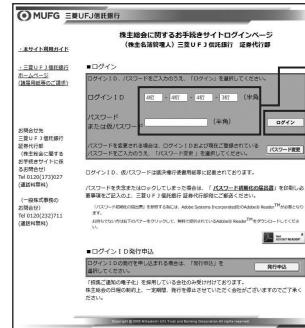
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パス
ワード」を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9:00～午後9:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

本店移転によるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	第1章 総則 (本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都 <u>大田区</u> に置く。

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	堀江 康生	代表取締役会長	再任
2	木村 昭夫	代表取締役社長	再任
3	佐藤 和幸	専務取締役 人事・総務、店舗開発、賃貸事業、営業管理、 支店、子会社（YH事業、卸売事業）担当 (株)ジョイフル代表取締役会長	再任
4	白石 理	専務取締役 財務・経理、システム、内部監査 子会社（YH事業及び卸売事業を除く）担当 (株)2りんかんイエローハット代表取締役会長 兼(株)バイク館イエローハット代表取締役会長 (株)バイク館イエローハットK P代表取締役会長	再任
5	上甲 祐	取締役 商品本部長 兼DX推進室長 DX推進、商品購買、物流担当	再任
6	本村 弘之	取締役 運営本部長 兼店舗運営部長 店舗運営、ピット技術推進、販促・宣伝担当	再任
7	斎藤 四郎	社外取締役 斎藤四郎税理士事務所税理士	再任 社外 独立
8	久保 妙子	社外取締役	再任 社外 独立
9	神田知江美	社外取締役 かすが・國塚法律事務所弁護士	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ほりえやすお
堀江 康生 (1952年1月27日生)

所有する当社株式数.....283,000株

取締役会出席状況.....14/14回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1976年10月 当社入社
1997年6月 取締役 営業管理部長
2000年10月 取締役 営業副本部長 兼営業管理部長
2001年6月 常務取締役 営業本部長 兼営業管理部長
2003年6月 常務取締役 常務執行役員イエローハット事業本部副本部長
2004年6月 取締役 常務執行役員営業管理室長
2005年4月 取締役 常務執行役員運営本部長 兼ホールセール部長

2005年7月 取締役 常務執行役員経理部長
2008年1月 取締役 常務執行役員経理担当
2008年6月 常務取締役
2008年9月 代表取締役
2008年10月 代表取締役社長
2024年6月 代表取締役会長
現在に至る

[重要な兼職の状況]

取締役候補者とした理由

長年にわたり経営部門の主要な職位を歴任し、2008年10月に当社社長に就任以降、2024年6月まで社長を務め成果を上げてまいりました。経営全般にわたる豊富な知見と能力は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 堀江康生と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

きむらあきお
木村 昭夫 (1974年2月7日生)所有する当社株式数.....12,400株
取締役会出席状況.....14/14回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1996年4月 当社入社
2011年3月 経理部 財務課長
2012年4月 経理部 経理課長
2013年4月 経理部 企画課長
2017年5月 経理部長

2022年6月 取締役 経理部長
2024年6月 代表取締役社長
現在に至る

[重要な兼職の状況]

取締役候補者とした理由

経営企画や内部統制、経理財務等の豊富な業務経験を有しており、2022年6月に取締役に就任、2024年6月には当社社長に就任し、リーダーシップを発揮して企業価値向上に向け実践を加速させていることから、取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 木村昭夫と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

佐藤 和幸

(1958年11月12日生)

所有する当社株式数…………… 43,500株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1979年 3月 当社入社
1997年 4月 仙台支店長
2001年 6月 取締役 仙台支店長
2002年 6月 執行役員仙台支店長
2005年 8月 当社退職
2005年 9月 (株) ジョイフル入社
2010年 6月 (株) ジョイフル代表取締役

2014年 6月 取締役
2017年 6月 常務取締役
2018年 6月 専務取締役
人事・総務、店舗開発、賃貸事業、営業管理、支店、子会社（YH事業、卸売事業）担当
現在に至る

[重要な兼職の状況]

(株) ジョイフル代表取締役会長

取締役候補とした理由

営業部門の主要な職位を歴任し、また長年にわたり（株）ジョイフルの経営を担い、営業や経営全般にわたる知識と経験を有しております。グループ全体及び担当事業の監督を適切に行うことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 佐藤和幸と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4

白石

理

(1959年10月13日生)

再任

1982年3月 当社入社
2001年2月 マーケティング戦略室長
2004年4月 海外事業部上級マネージャー
2004年6月 執行役員イエローハット事業本部部長
2005年4月 執行役員運営本部部長
2005年7月 執行役員運営本部副本部長
2006年4月 執行役員運営本部長
2006年6月 取締役 執行役員運営本部長 兼ピット運営部長

2008年6月 取締役
2009年6月 常務取締役
2011年6月 専務取締役
財務・経理、システム、内部監査
子会社（YH事業及び卸売事業を除く）担当
現在に至る

重要な兼職の状況

- (株) 2りんかんイエローハット代表取締役会長
(株) バイク館イエローハット代表取締役会長
(株) バイク館イエローハットK P代表取締役会長

取締役候補者とした理由

長年にわたり運営部門等の主要な職位を歴任し、事業についての豊富な知識と経験を活かすことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 白石 理と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

5

上甲

祐

(1972年10月3日生)

51,920株

14/14回

再任

1995年4月 当社入社
2011年3月 タイヤ・カーエレクトロニクス商品部
カーエレクトロニクス課長
2016年10月 タイヤ・カーエレクトロニクス商品部長
2018年6月 タイヤ・ホイール商品部長

2024年6月 取締役 商品本部長 兼DX推進室長
DX推進、商品購買、物流担当
現在に至る

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

長年にわたり商品購買及び商品戦略部門等の豊富な業務経験を有し、また、当社DX推進の中核を担い、企業価値向上に向けて重要な役割を果たすことができると判断し、取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 上甲祐と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 上甲祐は、2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において新たに選任され、就任しましたので、2024年6月20日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

候補者番号

6

もと むら ひろ ゆき
本村 弘之

(1970年12月4日生)

所有する当社株式数..... 6,600株

取締役会出席状況..... 10/10回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2008年11月 当社入社
2009年 4月 ビットサービス推進部長
2012年 4月 北海道・東北支店長
2016年10月 中国・九州支店長
2020年 4月 関東支店長

2022年 4月 店舗運営部長
2024年 6月 取締役・運営本部長 兼店舗運営部長
店舗運営、ビット技術推進、販促・宣伝担当
現在に至る

[重要な兼職の状況]

取締役候補者とした理由

整備・車検等の技術部門及び店舗運営等営業部門の豊富な業務経験を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けて重要な役割を果たすことができると判断し、取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 本村弘之と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 本村弘之は、2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において新たに選任され、就任しましたので、2024年6月20日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

候補者番号

7

さいとう
斎藤 四郎
(1946年11月25日生)

所有する当社株式数..... 0株
取締役会出席状況..... 14/14回

独立

社外

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1965年 4月 関東信越国税局入局
 1998年 7月 戸塚税務署副署長
 2002年 7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官
 2004年 7月 東京国税局調査第二部調査第9部門
 統括国税調査官
 2005年 7月 鎌倉税務署長

2006年 7月 鎌倉税務署退職
 2006年 8月 税理士登録
 2006年 9月 斎藤四郎税理士事務所開設
2016年 6月 社外取締役
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

斎藤四郎税理士事務所税理士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与された経験はありませんが、税務行政業務における豊富な経験と見識を備えておられることから、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分にはたしていただけるものと判断し、社外取締役の候補といました。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 斎藤四郎と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 斎藤四郎は、社外取締役候補者であります。
 3. 斎藤四郎は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
 4. 当社は、斎藤四郎との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、斎藤四郎が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、斎藤四郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

8

く
ぼ
久保

たえ
こ
妙子

(1953年4月25日生)

所有する当社株式数..... 2,600株

取締役会出席状況..... 14/14回

独 立

社 外

再 任

[略歴、当社における地位及び担当]

1976年 4月 近畿土地建設工業（株）（設計部）
1985年 2月 一級建築士
1989年 4月 奈良女子大学 助手
1991年10月 聖母女学院短期大学 専任講師
2002年 4月 聖母女学院短期大学 教授
2010年 4月 京都橘大学 講師（兼職）

2012年 3月 京都橘大学 退職
2017年 4月 甲南女子大学 特任教授
2017年 6月 京都聖母女学院短期大学 名誉教授
2021年 3月 甲南女子大学 退職
2021年 6月 社外取締役
現在に至る

[重要な兼職の状況]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与された経験はありませんが、住環境計画、インテリアデザインを主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、また一級建築士、一級インテリア設計士として建築設計に携わり豊富な経験と見識を備えておられることから、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分にはたしていただけるものと判断し、社外取締役の候補といったしました。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 久保妙子と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 久保妙子は、社外取締役候補者であります。
3. 久保妙子は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、久保妙子との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、久保妙子が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、久保妙子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

9

かん だ ち え み
神田知江美 (1976年1月4日生)

所有する当社株式数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 14/14回

独立

社外

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年6月 群馬大学付属病院 非常勤医師
 2005年4月 早稲田大学大学院法務研究科 入学
 2008年11月 司法修習生
 2010年3月 弁護士登録
 2010年3月 かすが・国塙法律事務所 弁護士（現任）
 2012年4月 帝京大学医療情報システム研究センター
 客員講師（現任）
 2013年4月 群馬大学医学部 非常勤講師

2014年9月 群馬大学医学部 退職
 2017年8月 一般社団法人日本医療ピアサポート協会
 Heals 理事（現任）
 2020年4月 早稲田大学大学院法務研究科 非常勤講師
 2020年9月 早稲田大学大学院法務研究科 退職
 2022年2月 社団法人日本医療メディエーター協会 理事（現任）
2023年6月 社外取締役
 現在に至る

【重要な兼職の状況】

かすが・国塙法律事務所弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を備えておられることから、一般株主保護の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分にはたしていただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 神田知江美と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 神田知江美は、社外取締役候補者であります。
 3. 神田知江美は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 4. 当社は、神田知江美との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、神田知江美が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、神田知江美を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 (予定)	属性	企業経営	営業／販売	商品戦略 商品製造	マーケティング 店舗開発	サステイナ ビリティ ESG	人事・労務 人材開発 法務、リスク マネジメント	財務／会計 税務
堀江 康生	代表取締役会長		●	●		●	●	●	●
木村 昭夫	代表取締役社長		●	●		●	●	●	●
佐藤 和幸	専務取締役		●	●	●	●		●	
白石 理	専務取締役		●	●	●		●	●	●
上甲 祐	取締役			●	●				
本村 弘之	取締役				●				
斎藤 四郎	取締役	[社外] [独立]						●	●
久保 妙子	取締役	[社外] [独立]				●	●		
神田知江美	取締役	[社外] [独立]				●	●		
木村 義美	監査役			●	●				
田村 昭	監査役	[社外] [独立]		●	●	●			
大海原 潤	監査役	[社外] [独立]		●					●

1.監査役 服部久男は第67期定時株主総会の終結時を以って、任期満了につき、退任いたします。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得状況の改善やインバウンド需要の増加など明るい材料があるものの、円安基調の継続によるエネルギー価格や原材料価格の上昇、これらを要因とした物価高が続いており、個人消費に関しては依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当カー用品業界におきましては、旅行や帰省をはじめとしたドライブ需要、冬季における地域的な寒気の影響や降雪により、タイヤ・オイル・バッテリーなど消耗品の店頭販売が順調に推移いたしました。

このような環境下におきまして、当社グループでは、経営戦略方針の一つであるタイヤを中心とした消耗品の拡販や、取付・整備作業などのメンテナンスマニュアルを拡充してまいりました。

具体的には、顧客の利便性及び満足度の向上を目的として推進中のWEB作業予約にて、従来からのオイル交換・タイヤ履き替え・ボディコーティングに加え、バッテリー交換・車検見積りの取扱いを開始いたしました。

また、お客様のライフスタイルに合わせた柔軟かつ幅広いご提案を可能とするため、スポーツサイクルチェーン店の「ワイズロード」を運営する株式会社ワイ・インターナショナルを、M&Aにより子会社化いたしました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりで、売上高、売上総利益、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益が過去最高となりました。

当連結会計年度におきましては、タイヤ・オイル・バッテリーなど消耗品の販売好調と、工賃収入増加の影響等により、売上高は1,540億66百万円（前年同期比105.1%、74億25百万円増）、売上総利益は、粗利率の高い工賃収入の伸び率が高かったことから673億91百万円（前年同期比107.3%、45億64百万円増）となりました。

販売費及び一般管理費は、人件費の上昇等により、519億40百万円（前年同期比107.4%、35億88百万円増）となりました。

その結果、営業利益は154億50百万円（前年同期比106.7%、9億75百万円増）、経常利益は168億38百万円（前年同期比105.5%、8億74百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては112億60百万円（前年同期比109.8%、10億1百万円増）となりました。

売上高の主な部門別内訳につきましては、小売部門は982億円（前年同期比107.5%、68億88百万円増）、卸売部門は461億28百万円（前年同期比101.0%、4億39百万円増）となりました。

	第66期 (2024年3月期)	第67期 (2025年3月期)	前連結会計年度比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	146,641	154,066	5.1%増
営業利益	14,475	15,450	6.7%増
経常利益	15,964	16,838	5.5%増
親会社株主に帰属する当期純利益	10,259	11,260	9.8%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

カー用品・二輪用品等 販売事業

売上高
1,482億87百万円
(前連結会計年度比5.4%増)

<主要な事業内容>

販売子会社・関連会社及びグループ企業等に対し、カー用品・二輪用品等の卸売を行うほか、販売子会社・関連会社及びWebサイトにおいて小売を行っております。

当連結会計年度におけるイエローハット店舗の出退店の状況です。

2024年4月に松山高岡店（愛媛県）、6月に高萩インター店（茨城県）、トレッド新潟長岡店（新潟県）、8月にトレッド石川羽咋店（石川県）、板橋西台店（東京都）、9月に豊川下長山店（愛知県）、トレッド新潟新発田店（新潟県）、10月に八街ひじかい店（千葉県）、裾野千福店（静岡県）、11月にトレッド群馬藪塚インター店（群馬県）、伊勢原白根店（神奈川県）、2025年3月に福岡松島店（福岡県）、鴻巣宮地店（埼玉県）、神戸垂水店（兵庫県）の計14店舗を開店、2024年5月に高萩店（茨城県）、7月にトレッド246裾野店（静岡県）、2025年2月に北本中丸店（埼玉県）の計3店舗を閉店いたしました。

イエローハット店舗以外では、2024年4月にカワサキプラザ博多（福岡県）、5月にバイク館港南店（神奈川県）、9月に和歌山2りんかん（和歌山県）、バイク館和歌山塩屋店（和歌山県）、2025年3月にバイク館福岡松島店（福岡県）、神戸垂水2りんかん（兵庫県）、バイク館神戸垂水店（兵庫県）の計7店舗を開店、2025年3月に伊川谷2りんかん（兵庫県）を閉店いたしました。また、2024年8月にイエローハット鍛金・車検センター千歳店（北海道）を開設、2025年1月には株式会社ワイ・インターナショナルの子会社化によりワイズロード屋号にて営業する28店舗を取得いたしました。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、イエローハット751店舗、2りんかん63店舗、バイク館（カワサキプラザ含む）75店舗、ワイズロード28店舗の合計917店舗、イエローハット車検センターが10店舗、イエローハットコイン洗車場が11店となりました。

当連結会計年度のカー用品・二輪用品等販売事業の売上高は、1,482億87百万円（前年同期比105.4%、75億63百万円増）、セグメント利益につきましては、140億56百万円（前年同期比108.1%、10億52百万円増）となりました。

賃貸不動産事業

<主要な事業内容>

販売子会社・関連会社及びグループ企業等に対し、建物及び設備等の賃貸を行っております。

売上高

57億79百万円

(前連結会計年度比2.3%減)

当連結会計年度の賃貸不動産事業の売上高は、57億79百万円（前年同期比97.7%、1億37百万円減）、セグメント利益につきましては、13億94百万円（前年同期比94.7%、77百万円減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は93億26百万円で、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主要設備

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・ イエローハット店舗 建物及び設備 | 30億43百万円 |
| ・ イエローハット本社ビル（東京都大田区） | 22億96百万円 |

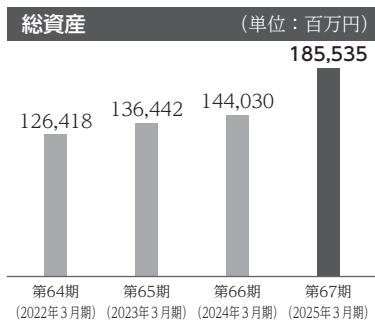
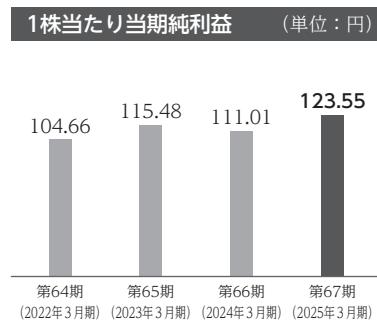
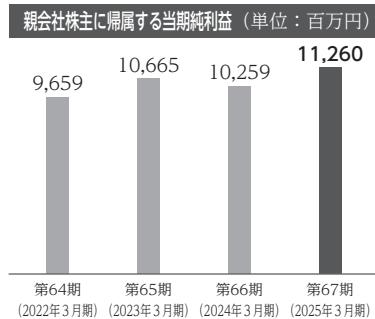
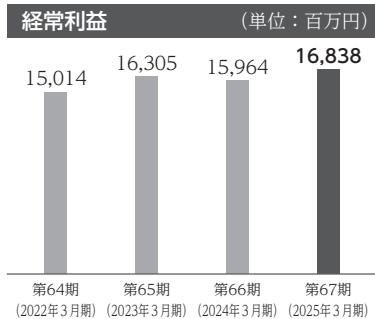
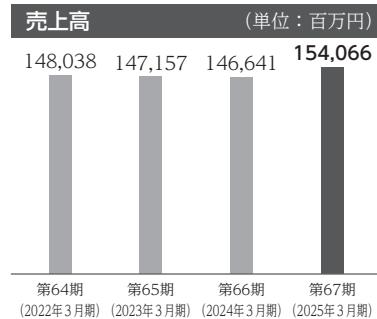
③ 資金調達の状況

当連結会計年度において設備投資に必要な資金、その他所要資金は手元資金及び銀行借入によって充当しております。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益（連結計算書類）の状況



項目	第64期 (2022年3月期)	第65期 (2023年3月期)	第66期 (2024年3月期)	第67期 (当期) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	148,038	147,157	146,641	154,066
経常利益 (百万円)	15,014	16,305	15,964	16,838
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,659	10,665	10,259	11,260
1株当たり当期純利益 (円)	104.66	115.48	111.01	123.55
総資産 (百万円)	126,418	136,442	144,030	185,535

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 第67期（当期）の事業成績につきましては、「(1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
 3. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第64期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社愛知イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社長崎イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社福岡イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社ジョイフル	72	100.0	カー用品等製造・販売
株式会社備前イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社群馬イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社埼玉イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社トレッド・イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社北海道イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社神奈川イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社越後イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社大阪イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社兵庫イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社四国イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社山梨イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社静岡イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社広島イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社2りんかんイエローハット	50	100.0	二輪車用品等販売
株式会社西東京イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社栃木イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社京都イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社バイク館イエローハット	30	100.0	二輪車・二輪車用品等販売
株式会社バイク館イエローハットK P	30	100.0	二輪車・二輪車用品等販売
株式会社東海イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社千葉イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社沖縄イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社福井イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社ひがし北海道イエローハット	50	100.0	カー用品等販売

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社山陰イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社東東京イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社三河イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社山形イエローハット	20	100.0	カー用品等販売
株式会社近江イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社山口イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
溝ノ口自動車株式会社	15	100.0	自動車整備及び修理業
株式会社新岐阜イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社鹿児島イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社北九州イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社ワイ・インターナショナル	50	100.0	自転車・自転車用品等販売
株式会社c y m a	50	100.0	自転車・自転車用品等販売
株式会社モアグリップ	50	99.4	床等の防滑施工
株式会社大分イエローハット	50	97.5	カー用品等販売
株式会社三重イエローハット	2	97.5	カー用品等販売

(注) 株式会社北九州イエローハットを新規設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。また、株式会社ワイ・インターナショナルの全株式を2025年1月31日付で取得し、2025年2月28日をみなし取得日として、同社及びその子会社である株式会社c y m aを連結の範囲に含め、同社の連結貸借対照表のみを連結しております。

(4) 対処すべき課題

① エリア戦略・出店戦略

自動車が日常移動手段の地域に、小商圏・ローコストの出店を積極的に行い、地域住民の生活に欠かせないインフラとなることを目指します。

② 店舗戦略・商品戦略

自社ECでの商品販売と店頭での取扱をシームレスに行う体制を整備し、ECと店舗の連携を強化します。ECでは幅広い商品展開や車種専用商品を充実させ、店舗ではお手頃価格品を強化することで、顧客の商品選択の幅を広げ、利便性を向上させます。

③ ロイヤルカスタマーの育成

DXを深化させ、会員情報やPOSデータなどを統合管理することで、顧客が求める商品情報を適切なタイミングで提供し、新規会員のリピート率向上を図ります。

④ 整備士の育成戦略

オイル・タイヤなどの交換・取扱業務や車検の強化に向けて、整備士・検査員の人材育成を強化します。

⑤ 2輪事業の強化

2りんかん、バイク館、ワイズロードの2輪事業において、店舗数増、設備更新、人材育成、既存店収益拡大などの施策を実行し、イエローハット+2輪事業を含めたトータルサービスの提供を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当企業集団は、株式会社イエローハット（当社）及び子会社44社（国内44社）、関連会社2社（国内1社、海外1社）で構成され、カー用品・二輪用品等の製造、卸売販売及び一般消費者等への小売販売、自動車整備及び修理、並びに賃貸不動産事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び事業拠点 (2025年3月31日現在)

当 社		本 社	東京都千代田区
		本 部	埼玉県、北海道
		支 店	宮城県、千葉県、大阪府、山口県
		物流センター	宮城県、群馬県、山口県
子会社	株式会社愛知イエローハット	本 社	愛知県一宮市
	株式会社ジョイフル	本 社	宮城県富谷市
	株式会社広島イエローハット	本 社	広島県広島市
	株式会社2りんかんイエローハット	本 社	埼玉県和光市
	株式会社バイク館イエローハット	本 社	埼玉県川口市

(注) 当社は子会社を上記の他に39社所有しております。

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,049 (1,384) 名	265 (155) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
139 (72) 名	- (-) 名	49.0歳	23年4ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	100億円
株式会社みずほ銀行	100億円
株式会社三井住友銀行	100億円
三井住友信託銀行株式会社	50億円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 106,067,490株 |
| ② 発行済株式の総数 | 47,993,546株 |
| ③ 株主数 | 43,806名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社幸栄企画	6,274	14.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,180	11.6
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	4,101	9.2
イエローハット共和会	2,726	6.1
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	1,998	4.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,866	4.2
鍵山 幸一郎	788	1.7
住友ゴム工業株式会社	623	1.4
横浜ゴム株式会社	594	1.3
株式会社ソフト99コーポレーション	593	1.3

(注) 1. 当社は自己株式3,665,518株所有しておりますが、大株主表からは除外しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4. 持株比率は小数点第2位を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	20,200株	6名

(注) 当社の譲渡制限付株式報酬の内容につきましては、事業報告27ページ「2.(3)④取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

取締役（社外取締役を除く）が保有する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

発行年度	新株予約権の数	目的となる 株式の種類 及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使時の 払込金額	行使期間	保有者数
2013年度	81個	普通株式 16,200株	73,400円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2013年5月27日～ 2043年5月26日	2名
2014年度	100個	普通株式 20,000株	79,600円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2014年5月26日～ 2044年5月25日	2名
2015年度	88個	普通株式 17,600株	96,800円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2015年5月25日～ 2045年5月24日	3名
2016年度	101個	普通株式 20,200株	84,800円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2016年5月25日～ 2046年5月24日	3名
2017年度	88個	普通株式 17,600株	97,200円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2017年5月25日～ 2047年5月24日	3名
2018年度	73個	普通株式 14,600株	120,500円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2018年5月25日～ 2048年5月24日	3名
2019年度	213個	普通株式 21,300株	98,000円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2019年5月24日～ 2049年5月23日	3名
2020年度	219個	普通株式 21,900株	95,900円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2020年5月25日～ 2050年5月24日	3名

(注) 1. 当事業年度末現在における新株予約権の目的となる株式の総数（退任者の保有分も含む）は158,300株です。

2. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」については、当該株式分割による調整前の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀江康生		
代表取締役社長	木村昭夫		
専務取締役	佐藤和幸	人事・総務、店舗開発、賃貸事業、営業管理、支店、子会社（YH事業、卸売事業）担当	(株)ジョイフル 代表取締役会長
専務取締役	白石理	財務・経理、システム、内部監査、子会社（YH事業及び卸売事業を除く）担当	(株)2りんかんイエローハット 代表取締役会長 (株)バイク館イエローハット 代表取締役会長 (株)バイク館イエローハットK.P 代表取締役会長
取締役	上甲祐	商品本部長 兼DX推進室長、DX推進、商品購買、物流 担当	
取締役	本村弘之	運営本部長 兼店舗運営部長、店舗運営、ピット技術推進、販促・宣伝 担当	
取締役	斎藤四郎		斎藤四郎税理士事務所税理士
取締役	久保妙子		
取締役	神田知江美		かすが・國塚法律事務所弁護士
常勤監査役	木村義美		
監査役	服部久男		横浜税理士法人代表社員
監査役	田村昭		
監査役	大海原潤		

(注) 1. 取締役 斎藤四郎、取締役 久保妙子、取締役 神田知江美は、社外取締役であります。

2. 監査役 服部久男、監査役 田村昭、監査役 大海原潤は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 斎藤四郎、取締役 久保妙子、取締役 神田知江美及び監査役 田村昭、監査役 大海原潤を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しております。
4. 取締役 斎藤四郎は、税理士の資格を有し、税務行政業務における豊富な経験と見識を有しております。
5. 取締役 久保妙子は、住環境計画、インテリアデザインを主な研究分野とする大学教授として専門的かつ幅広い知識を有しており、また一級建築士、一級インテリア設計士として建築設計に携わり豊富な経験と見識を有しております。
6. 取締役 神田知江美は、弁護士の資格を有し法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
7. 監査役 木村義美は、長年にわたり営業部門及び商品戦略部門等の主要な職位を歴任し、営業戦略及び商品戦略全般に関する豊富な知識と経験を有しております。
8. 監査役 服部久男は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
監査役 服部久男は、第67期定期株主総会終結の時を以って、任期満了につき、退任いたします。
9. 監査役 田村昭は、自動車業界で培われた豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。
10. 監査役 大海原潤は、金融関係の業務に永年携わってきた経験から、財務・会計及び法務に関する高い見識を有しているほか、不動産関連会社で培われた豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を

限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社負担としております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)	
		月額報酬		譲渡制限付 株式報酬		
		固定報酬	業績変動報酬			
取 締 役 (うち社外取締役)	224 (9)	32 (9)	144 (-)	46 (-)	9 (3)	
監 査 役 (うち社外監査役)	20 (8)	20 (8)	- (-)	- (-)	4 (3)	
合 計 (うち社外役員)	245 (18)	53 (18)	144 (-)	46 (-)	13 (6)	

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は9名です。

3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第36期定時株主総会において、月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役員数は3名です。

4. 当事業年度末現在の取締役は9名、監査役は4名であります。

5. 当社は、2008年6月26日開催の第50期定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議いただいております。当事業年度末における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

取締役 2名 980万円

6. 2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として、年額48.0百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は6名（社外取締役を除く）です。なお、当社は2025年4月1日付けで株式分割により、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、譲渡制限付き株式報酬で付与する株式数の上限は年間100,000株以内となりました。

7. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、「指名・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は前期の全社業績及び中長期的な業績を反映させ、持続的な成長と企業価値の向上を促進させる

ことを基本方針とし、決定プロセスの客観性・透明性、報酬額の妥当性を確保する観点から、取締役会の諮問に応じて「指名・報酬委員会」において審査し、取締役会に答申を行い取締役会にて決議しております。「指名・報酬委員会」は、取締役会の決議により選定された独立社外役員とメンバーとして現行の報酬制度及び各役位の職責を熟知している代表取締役社長により構成されています。なお、指名・報酬委員会の委員長は社外役員としております。

取締役の報酬の構成については、基本となる固定報酬及び業績変動報酬、譲渡制限付株式報酬に区分し、会社業績や同規模他社の報酬水準、過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しております。

固定報酬は取締役本来の「意思決定機能」「監視機能」に対する報酬、業績変動報酬は「業務執行機能」に対する報酬としており総額を12分割して毎月支給しております。

業績変動報酬は役位別の変動報酬標準額に全社業績による評価及び各取締役と取締役会との間のコミットメントについて「指名・報酬委員会」の評価答申により算出された変動率（76%～124%）を乗じて決定しております。なお、業績変動報酬に係る指標としては、当社グループの収益状況を客観的に示す指標であることから、連結経常利益率を採用しております。

譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、非金銭報酬等として譲渡制限付株式を毎年1回割当てるものです。譲渡制限付株式報酬は、2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において、事業年度ごとの割当てる上限を50,000株として承認いただいております。また、譲渡制限付株式に関する金銭報酬債権の総額は48.0百万円以内と設定しております。なお、当社は2025年4月1日付けで株式分割により、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、譲渡制限付き株式報酬で付与する株式数の上限は年間100,000株以内となりました。

譲渡制限付株式報酬の基礎額の算定式

割当対象者の基礎額＝役位別のポイント×（48.0百万円以内÷割当対象者全員の役位ポイントの合計）

上記の方針により、取締役の報酬の構成は、固定報酬約10%、変動報酬約65%、譲渡制限付株式報酬約25%となります。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場でありかつ独立性を重視し月額報酬においては固定報酬のみとし、役員賞与の設定はありません。また、各監査役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた上限額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしており、取締役の職務の執行を監視する権限を有する独立した立場であることを考慮し固定報酬のみとし、役員賞与の設定はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 斎藤四郎は、税理士（斎藤四郎税理士事務所）であります。
当社と斎藤四郎税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- 取締役 神田知江美は、弁護士（かすが・國塚法律事務所）であります。
当社とかすが・國塚法律事務所との間には特別な関係はありません。
- 監査役 服部久男は、横浜税理士法人の代表社員であります。
当社と横浜税理士法人との間には特別な関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（14回開催）		監査役会（18回開催）	
取締役	斎藤四郎	14回	100%	—	—
取締役	久保妙子	14回	100%	—	—
取締役	神田知江美	14回	100%	—	—
監査役	服部久男	14回	100%	18回	100%
監査役	田村昭	14回	100%	18回	100%
監査役	大海原潤	10回	100%	11回	100%

(注) 1. 監査役 服部久男は第67期定時株主総会終結の時を以って、任期満了につき、退任いたします。

2. 監査役 大海原潤は2024年6月20日開催の第68期定時株主総会で選任され、同日に就任されましたので就任以降に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 斎藤四郎、久保妙子、神田知江美及び監査役 服部久男、田村 昭、大海原潤は、取締役会において、それぞれ議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、監査役 服部久男、田村 昭、大海原潤は、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

・期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役の斎藤四郎は税務行政業務における豊富な経験と見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として助言をいただいております。

社外取締役の久保妙子は住環境計画、インテリアデザインを主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、また、一級建築士・一級インテリア設計士として建築設計に携わり豊富な経験と見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として助言をいただいております。

社外取締役の神田知江美は、弁護士としての法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として助言をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	64
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人が策定した監査計画の内容、監査の遂行状況並びに報酬見積もりの相当性について検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしております。

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社は、法令及び定款に基づき、会社の機関として、株主総会及び取締役、取締役会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会及び会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることをそれぞれの立場から確認する体制を基本とする。
- ii 当社は、取締役の義務と責任を具体的に列挙したコンプライアンスに関する確認書を作成し、取締役は定期的に当該確認書を取り締役会及び監査役会に提出する。

iii 当社は、法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本方針・行動規範として制定した「イエローハット憲章」に基づき、反社会的勢力、団体に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とする。当社及びその子会社から成る企業集団は、基本方針の下、当社の総務部門に情報を一元管理し、警察等の外部機関や関連団体と連携を図りながら、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

□ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理することを定める規程を整備し、取締役及び従業員は当該規程に従う。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社は、リスクに関する意識の浸透、リスクの早期発見及び顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めた規程を整備する。
- ii 当社は、全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置し、リスクマネジメントに関する全社方針を定めるとともに、各部署のリスクマネジメントに関する計画の立案・実行を支援する。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、取締役は、目標達成に向けて実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。
- ii 取締役は、ITを活用した経営情報システムを構築し、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社は、「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。
- ii 当社の内部監査部門は、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。
- iii 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

ヘ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- i 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1) 子会社は取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。また、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査し得る体制とし、内部監査部門は直接当社の代表取締役に報告する体制とする。なお、内部監査部門は、同様の報告を監査役及び監査役会にも行う。

2) 当社は、当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を定期的に開催し、情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施する。

ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの財務リスク回避を目的とする財務リスク管理規程を制定し、当該規程に定める定期的な財務リスク評価委員会によるリスク管理に努め、必要とされる課題及び対策を協議する。

iii 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務遂行に資することを目的に、当社グループの管理運営に関する基本的事項を含む管理規程を制定する。

iv 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、当社が制定する「イエローハット憲章」に基づき、子会社の取締役及び従業員が社会的役割と責任を果たすよう努める。

2) 当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通のグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。

ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

i 取締役は、監査役又は監査役会の求めに応じて、その職務を補助するために、必要な人員を配置する。

ii 監査役及び監査役会の職務を補助する従業員は、当該職務については、取締役の指揮命令を受けない。また、当該従業員の処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない。

チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底する。

リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

i 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

1) 取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告する。

2) 監査役及び監査役会は、必要に応じ、いつでも取締役または従業員に報告を求めることができる。

ii 子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1) 子会社の取締役及び従業員は、法令・定款に違反する、又はその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼし得る重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査役に報告する。

- 2) 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を定期的に当社の監査役に報告する。
- 3) 当社の内部通報担当部門は、当社グループの従業員による内部通報について、当社の取締役会及び監査役会に対し、定期的に報告を行う。

ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査役への報告をした当社グループの従業員が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理する。

ヲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役及び従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当事業年度においては、取締役会を14回、監査役会を18回開催し、取締役の職務の執行が適法、適正に行われていることを確認しました。また、専門的知見を有する社外取締役3名及び社外監査役3名を選任し、監督機能の実効性を高めております。

□ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

リスク管理関連の規程に基づき、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制について、危機管理委員会を2回、財務リスク評価委員会を2回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等を実施いたしました。

二 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

毎月開催される取締役会において、各取締役より月次の業務執行の状況報告がなされ、状況に応じて適宜改善策が検討されております。取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料の事前配布並びに必要に応じて議案の事前説明を実施いたしました。また、社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努めました。さらに、従業員の遵法意識向上のため、毎月1回、「コンプライアンス便り」を発信いたしました。

ヘ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制について

当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制が整備されております。また当社において子会社の裏議申請書等の管理を行っており、その営業活動及び決裁権限等を把握し、一定基準の該当する重要事項については子会社の機関決定前に当社の重要な会議における報告を義務付ける等適切な経営管理を実施しております。さらに、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査を行い、直接当社の代表取締役並びに監査役及び監査役会に報告をしております。当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を当該事業年度において2回開催し情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施いたしました。

ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項について

社内規程において、監査役が内部監査室所属の従業員に監査業務の補助を命じることができる旨を定め、配置いたしました。当該従業員は、当該職務について、取締役の指揮命令を受けず、処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない旨、周知いたしました。

チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底いたしました。

リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制について

取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告をしております。さらに、社内規程に従って、当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通の内部通報ホットラインを設置・運用を行っております。

ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制について

社内規程において、前号の報告をした従業員の秘匿性をできる限り維持するとともに、当該従業員に対する報復措置や不利益な処遇を禁じております。

ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針について

社内規程において、監査役の職務の執行について生ずる費用について、当社の経費として費用を支出できるよう定め、監査役の請求に基づき速やかに処理しております。

ヲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

以上、第67期において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元を重視し、連結業績、財政状況、投資計画等を勘案しながら連結配当性向30%以上を目安に、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また、2026年3月期から2028年3月期までの3ヶ年を対象とする次期中期経営計画では、「配当性向45%を目安、総還元性向を3年累計で100%以上」とする株主還元方針を掲げております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当決定機関は中間配当・期末配当ともに取締役会であります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、早期に株主還元の充実を図ることを目的として、1株につき65円とし、中間配当金とあわせまして年間100円とさせていただきました。

当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

次期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、年間58円（中間・期末とも29円）を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
I. 流動資産	76,789
現金及び預金	31,251
受取手形及び売掛金	9,079
棚卸資産	29,303
未収入金	3,664
その他	3,498
貸倒引当金	△8
II. 固定資産	108,746
1. 有形固定資産	81,545
建物及び構築物	29,975
機械装置及び運搬具	911
土地	43,490
リース資産	52
建設仮勘定	3,901
その他	3,213
2. 無形固定資産	3,963
のれん	2,426
ソフトウェア	993
ソフトウェア仮勘定	80
その他	462
3. 投資その他の資産	23,237
投資有価証券	11,341
長期貸付金	362
敷金	7,473
繰延税金資産	2,521
その他	1,811
貸倒引当金	△272
資産合計	185,535

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

科目	金額
負債の部	
I. 流動負債	58,827
支払手形及び買掛金	9,199
短期借入金	35,000
リース債務	18
未払金	4,178
未払法人税等	2,996
契約負債	1,673
賞与引当金	1,484
資産除去債務	5
その他	4,273
II. 固定負債	6,112
受入保証金	1,655
退職給付に係る負債	115
リース債務	44
資産除去債務	3,572
その他	725
負債合計	64,940
純資産の部	
I. 株主資本	117,330
資本金	15,072
資本剰余金	9,085
利益剰余金	97,870
自己株式	△4,697
II. その他の包括利益累計額	3,115
その他有価証券評価差額金	4,893
土地再評価差額金	△1,907
為替換算調整勘定	121
退職給付に係る調整累計額	7
III. 新株予約権	147
IV. 非支配株主持分	1
純資産合計	120,594
負債純資産合計	185,535

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	154,066
売上原価	86,675
売上総利益	67,391
販売費及び一般管理費	51,940
営業利益	15,450
営業外収益	1,467
受取利息	35
受取配当金	303
受取手数料	360
持分法による投資利益	82
その他	685
営業外費用	79
支払利息	23
控除対象外消費税等	11
その他	43
経常利益	16,838
特別利益	150
固定資産売却益	85
投資有価証券売却益	64
特別損失	545
固定資産売却損	0
固定資産除却損	15
減損損失	528
税金等調整前当期純利益	16,443
法人税、住民税及び事業税	5,265
法人税等調整額	△83
当期純利益	11,261
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	11,260

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,072	10,509	90,767	△2,190	114,160
当期変動額					
剰余金の配当			△3,144		△3,144
親会社株主に帰属する当期純利益			11,260		11,260
自己株式の取得				△5,000	△5,000
新株予約権の行使		△1		8	7
譲渡制限付株式報酬		34		11	46
自己株式の消却		△1,458	△1,013	2,471	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△1,424	7,102	△2,507	3,170
当期末残高	15,072	9,085	97,870	△4,697	117,330

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	3,992	△1,907	97	24	2,206	154	0	116,522
当期変動額								
剰余金の配当								△3,144
親会社株主に帰属する当期 純利益								11,260
自己株式の取得								△5,000
新株予約権の行使								7
譲渡制限付株式報酬								46
自己株式の消却								—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	900	—	24	△16	908	△7	0	901
当期変動額合計	900	—	24	△16	908	△7	0	4,072
当期末残高	4,893	△1,907	121	7	3,115	147	1	120,594

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	60,562
受取手形	29,997
売掛金	433
リース債権	6,786
商品	29
商品	4,984
貯蔵品	276
前渡金	28
前払費用	1,090
短期貸付金	16,100
未収入金	3,000
その他	2,352
貸倒引当金	△4,518
固定資産	111,210
有形固定資産	85,005
建物	30,809
構築物	1,957
機械及び装置	462
車両運搬具	466
工具、器具及び備品	3,570
土地	43,836
建設仮勘定	3,901
無形固定資産	1,481
ソフトウエア	938
借地権	451
その他	90
投資その他の資産	24,724
投資有価証券	11,197
関係会社株式	6,028
長期貸付金	362
長期前払費用	236
敷金	7,061
その他	109
貸倒引当金	△272
資産合計	171,773

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	60,758
買掛金	6,832
短期借入金	44,359
リース債務	29
未払金	3,644
未払費用	104
未払法人税等	2,442
未払消費税等	624
前受金	25
預り金	14
前受収益	1,436
賞与引当金	117
資産除去債務	5
その他	1,121
固定負債	6,102
リース債務	73
繰延税金負債	1,191
資産除去債務	3,143
その他	1,694
負債合計	66,861
純資産の部	
株主資本	102,121
資本金	15,072
資本剰余金	9,075
資本準備金	9,075
利益剰余金	82,691
利益準備金	570
その他利益剰余金	82,121
別途積立金	11,536
固定資産圧縮積立金	430
繰越利益剰余金	70,154
自己株式	△4,718
評価・換算差額等	2,643
その他有価証券評価差額金	4,837
土地再評価差額金	△2,193
新株予約権	147
純資産合計	104,912
負債・純資産合計	171,773

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	100,137
売上原価	79,660
売上総利益	20,476
販売費及び一般管理費	7,998
営業利益	12,478
営業外収益	1,299
受取利息	123
受取配当金	309
受取手数料	699
その他	166
営業外費用	107
支払利息	74
為替差損	0
控除対象外消費税等	11
その他	21
経常利益	13,670
特別利益	150
固定資産売却益	85
投資有価証券売却益	64
特別損失	43
固定資産売却損	0
固定資産除却損	23
減損損失	18
税引前当期純利益	13,777
法人税、住民税及び事業税	4,199
法人税等調整額	△16
当期純利益	9,594

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本										自己 株式	株主資本 合計		
	資本剰余金				利益剰余金									
	資本 準備金	そ の 他 資本 剰余金	資本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計						
当期首残高	15,072	9,075	1,395	10,471	570	11,536	436	64,752	77,295	△2,223	100,616			
当期変動額														
剰余金の配当								△3,144	△3,144		△3,144			
当期純利益								9,594	9,594		9,594			
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額							△5	5	—		—			
自己株式の取得										△5,000	△5,000			
新株予約権の行使			△1	△1						8	7			
譲渡制限付株式報酬			34	34						12	46			
自己株式の消却			△1,429	△1,429				△1,053	△1,053	2,483	—			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)														
当期変動額合計	—	—	△1,395	△1,395	—	—	△5	5,402	5,396	△2,495	1,505			
当期末残高	15,072	9,075	—	9,075	570	11,536	430	70,154	82,691	△4,718	102,121			

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,931	△2,193	1,737	154	102,508
当期変動額					
剰余金の配当					△3,144
当期純利益					9,594
税率変更に伴う固定 資産圧縮積立金の変 動額					—
自己株式の取得					△5,000
新株予約権の行使					7
譲渡制限付株式報酬					46
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	906	—	906	△7	898
当期変動額合計	906	—	906	△7	2,403
当期末残高	4,837	△2,193	2,643	147	104,912

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 イエローハット
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 寿 洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 並 木 俊 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イエローハットの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イエローハット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 イエローハット
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 寿 洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 並 木 俊 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イエローハットの2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社 イエローハット 監査役会

常勤監査役	木 村 義 美	印
監 査 役 (社外監査役)	服 部 久 男	印
監 査 役 (社外監査役)	田 村 昭	印
監 査 役 (社外監査役)	大 海 原 潤	印

以上

株主総会 会場ご案内図



小伝馬町駅、人形町駅から
ご来場の場合

アクセス



◆小伝馬町駅からご来場の場合

東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」1番出口より徒歩約4分
※出口より人形町方面に約200m進み、
「東京商品取引所入口」交差点を左折し約200m

◆人形町駅からご来場の場合

東京メトロ日比谷線及び都営浅草線「人形町駅」A4出口より徒歩約5分
※出口より小伝馬町方面に約350m進み、「東京商品取引所入口」
交差点を右折し約200m



馬喰横山駅、東日本橋駅、
馬喰町駅からご来場の場合

アクセス

◆馬喰横山駅からご来場の場合

都営新宿線「馬喰横山駅」A3出口より徒歩約3分

※出口より「東日本橋三郵便局」を右手に東日本橋三丁目
中央通りを約200m

◆東日本橋駅及び馬喰町駅からご来場の場合

都営浅草線「東日本橋駅」及びJR総武本線「馬喰町駅」より徒歩約5分
(地下道を利用し、都営新宿線（「馬喰横山駅」）方面のA3出口から
のご来場が便利です。)

会 場

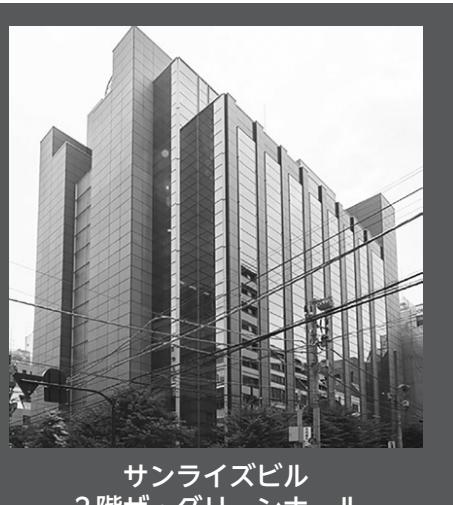
東京都中央区日本橋富沢町11番12号

サンライズビル
2階ザ・グリーンホール

※会場には駐車場がございませんので、お車
でのご来場はご遠慮ください。

問い合わせ先

株式会社イエローハット
TEL 03-6778-1680 (代表)



サンライズビル
2階ザ・グリーンホール



CSR・交通安全に対する啓蒙活動

私たちが考える未来は安全からはじまります。

車のある快適な生活も、家族と車で過ごした思い出も、すべては安全あってのこと。

・交通ルールを守って楽しくドライブしよう!「春の全国交通安全運動」応援キャンペーン (2025年4月4日~4月15日)

内閣府推進「春の全国交通安全運動」に合わせ、運転者の歩行者優先意識等の徹底を啓発するため、キャンペーンを実施。自動車の運転に交通ルールは欠かせないものですが、教習所で教わってから時間が経つと、つい忘れてしまいがちです。皆さんに安全で、快適なドライブをしていただけるよう交通ルールを楽しく学べる「交通安全クイズ」を用意しました。また、イエローハット公式Xアカウントをフォローし、本キャンペーンに関する投稿をリポストしていただいた方に「ハットにゃんデカクション」を抽選でプレゼントしました。

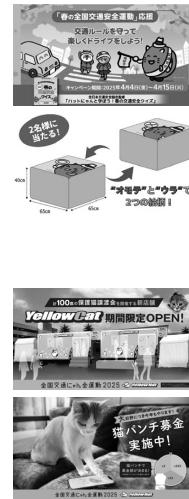
・「全国交通にゃん全運動2025」 (2025年2月17日~2月24日)

今もなお日本各地で被害が絶えない“猫の交通事故”。2/22「猫の日」をきっかけに、猫でさえも安全に暮らせるクルマ社会の実現を目指し、7年目となる本年は“事故に遭うかもしれない猫自身”を減らしたい。」という想いから、保護猫約100匹を集めた保護猫譲渡会「イエローキャット」及び猫の保護・動物愛護団体へ寄付をする猫参加型の「猫パンチ募金」を実施いたしました。その結果、本活動に賛同された数多くの方々にご参加いただき、保護猫譲渡会「イエローキャット」では9頭の正式譲渡が決定。また、「猫パンチ募金」では上限の500万円に達し、集まった金額を保護猫・動物愛護団体へ寄付いたしました。

私たちが愛する車は、明るい未来へ向かって走って欲しい

その思いで、子供たちの「黄色い通学帽子」を社名にしました。

イエローハットでは、安全なクルマ社会を願って、今日もお客様をお迎えしています。



株主優待情報

3月末及び9月末現在の株主名簿に記載または記録された100株以上保有されている株主の皆様に、全国の「イエローハット」「2りんかん」「バイク館」「Y's Road」の各店舗及び「イエローハット車検センター」でご利用いただける『お買物割引券(300円割引券)』を送付いたします。1回のお買上げ金額1,000円(税込み)毎に1枚ご使用いただけます。また、全国の「イエローハット」店舗で「油膜取りウォッシャー液2.5L 1本」と引換ができる『商品引換券』を1枚送付いたします。



『お買物割引券』 100株以上 割引券10枚 (3,000円分) +商品引換券1枚

1,000株以上 割引券25枚 (7,500円分) +商品引換券1枚

3,000株以上 割引券40枚 (12,000円分) +商品引換券1枚

5,000株以上 割引券50枚 (15,000円分) +商品引換券1枚



『商品引換券』



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。